

5 酒税率一覧表(平成 18 年5月1日～)

1. 酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類	アルコール分等	1 KL 当 た り 税 率
○発泡性酒類 (基本税率)		
ビ		220,000円
発 泡 酒	麦芽比率50%以上	220,000円
	麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満)	178,125円
	麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満)	134,250円
そ の 他 の 発 泡 性 酒 類	上記以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(注)	80,000円
○醸造酒類 (基本税率)		
清 酒		120,000円
果 実 酒		80,000円
そ の 他 の 醸 造 酒		140,000円
○蒸留酒類 (基本税率)		
	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算
	21度未満	200,000円
連 続 式 蒸 留 しょうちゅう	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
単 式 蒸 留 しょうちゅう		
原 料 用 ア ル コ ー ル		
ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円
○混成酒類 (基本税率)		
	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
	21度未満	220,000円
合 成 清 酒		100,000円
み り ん		20,000円
甘 味 果 実 酒 リ キ ュ ー ル	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円
粉 末 酒		390,000円
雑 酒	みりん類似	20,000円
	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
	21度未満	220,000円

(注) 「その他の発泡性酒類」とは、ホップ等を原料の一部とした酒類以外の酒類及び次に掲げる酒類をいう。

- 1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注1)を原料として発酵させたもの(エキス分2度以上のものに限る。)
- 2 一定の発泡酒(注2)に一定のスピリッツ(注3)を加えたもの(エキス分2度以上のものに限る。)

(注1)「一定の物品」とは、次のものをいう(酒税法施行令第20条第1項)。

イ たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル

ロ たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維

ハ とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

(注2)「一定の発泡酒」とは、麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもので麦芽比率が50%未満のものをいう(酒税法施行令第20条第2項)。

(注3)「一定のスピリッツ」とは、次のものをいう(酒税法施行令第20条第3項)。

イ 大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

ロ 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用。

品 目	アルコール分等	1 KL 当 た り 税 率
連続式蒸留しょうちゅう	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
単式蒸留しょうちゅう		
ウイスキー		
ブランデー		
スピリッツ		
リキュール	9度未満	80,000円

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

品 目	区 分	容 量	アルコール分	代表的な 小売価格 ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 ②+③/①+③
清 酒		1,800	15.0	1,798	216.00	89.90	16.2
連続式蒸留しょうちゅう		1,800	25.0	1,373	450.00	68.65	36.0
単式蒸留しょうちゅう		1,800	25.0	1,567	450.00	78.35	32.1
ビ ー ル		633	5.0	320	139.26	16.00	46.2
		350	5.0	197	77.00	9.85	42.0
ウ イ ス キ ー		700	40.0	1,504	280.00	75.20	22.5
発 泡 酒		350	5.5	145	46.98	7.25	35.6

- (注) 1 「代表的な小売価格」は、消費税抜き価格を掲げた(平成19年12月現在)。
 2 ビールの「代表的な小売価格」は容器保証金(5円)込みである。
 3 ビール及び発泡酒は現在オープン価格であり、「代表的な小売価格」は大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格である。
 4 発泡酒は「麦芽比率が25%未満」の製品とした。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品 目	年 度	年 度											
		昭和 45	50	55	60	平成 元	2	4	6	8	9	10	18~ (現行)
清 酒 (1.8L)		35.3	27.1	24.1	26.9	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	16.2
連続式蒸留しょうちゅう (25度、1.8L)		19.9	13.3	10.9	14.4	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	36.0
単式蒸留しょうちゅう (25度、1.8L)		12.9	10.2	7.2	8.7	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.1
ビ ー ル (大びん)		47.9	42.1	42.5	48.8	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.2
ウ イ ス キ ー		46.2	40.6	47.3	50.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.5

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
 2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
 3 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、8年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。